

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県の新規感染者数や病床使用率は増加傾向が継続しており、今後の医療提供体制への負荷の更なる高まりが懸念される状況にあります。

また、この冬の季節性インフルエンザとの同時流行も指摘されておりますことから、県といたしましては、「同時流行注意報」により、基本的な感染防止対策の徹底や体調不良時に備えた相談先の確認などを呼びかけるとともに、オミクロン株対応ワクチンやインフルエンザワクチンの接種促進、入院・外来医療提供体制の強化等の取組を進めているところであります。

県民や事業者の皆様には、適時適切なマスクの着用や換気、手洗い、ゼロ密等の基本的な感染防止対策の徹底、テレワークや時差出勤など人との接触機会を低減する取組の継続等に加え、同時流行への備えも行っていくようお願い申し上げます。

今後とも、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」につきましては、先月31日のとちぎ大会閉会式をもって、全日程が無事終了いたしました。県議会議員各位をはじめ、県民の皆様、市町、関係団体等の御支援と御協力により、とちぎの総力を結集した全国に誇れる素晴らしい大会となりましたこと、改めまして心から御礼申し上げます。

本県選手団は、とちぎ国体では、男女総合、女子総合ともに第2位の成績を収めたほか、とちぎ大会では、個人競技で過去最多のメダルを獲得するなど、大きな成果を上げることができました。県民に感動と勇気、そして夢を与えてくれた選手一人ひとりの健闘を心から称えるものであります。

今後、両大会を通じて培われた有形・無形のレガシーを確実に継承し、「新しいとちぎ」づくりにつなげて参ります。

次に、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合につきましては、来年の6月24日及び25日に日光市で開催されることが決定いたしました。

今月15日には、山形議長にも御出席をいただき、県や日光市、関係団体等で構成する推進協議会の設立総会を開催し、事業計画等について了承されたところであります。

本県初開催となる政府レベルの国際会議の成功に貢献するとともに、本県経済の活性化やブランド力の向上につながるよう、各種事業に積極的に取り組んで参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例10件、その他の議案11件の計23件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第7号）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて落ち込んだ県内観光需要の回復を図るため、引き続き、国の全国旅行支援を活用し、県内旅行の割引等の支援を実施することとして編成したところであり、歳入歳出予算7億

4,000万円を計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金を充てることといたしました。

第2号議案の一般会計補正予算（第8号）は、新型コロナウイルス感染症に関し、更なる感染拡大に備えるため、検査体制を確保するとともに、発熱患者や自宅療養者等に対する診療体制の強化を図るなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じることとして編成したところであり、歳入歳出予算31億6,080万円を計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金を充てることといたしました。

この結果、第1号議案と第2号議案を合わせた今通常会議における歳入歳出補正予算の総額は、39億80万円となり、補正後の予算総額は、1兆676億2,694万円となります。

第3号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、栃木県教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行することとするため、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、栃木県立みかも自然の家を栃木市に設置するため、新たに条例を制定するものであります。

第5号議案及び第11号議案は、去る10月19日付けの人事委員会勧告等に基づき、職員の給与に関する条例など給与に関連する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給日額の限度額を改定するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、非常勤職員が一定の期間勤務した場合の退職手当の

取扱いに関し必要な事項を定めるため、職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、危機管理等に関する事務を行う組織として危機管理防災局を新たに設置するとともに、県民生活部を生活文化スポーツ部に再編整備すること等のため、栃木県部設置条例等の一部を改正するものであります。

第9号議案は、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲すること等のため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、栃木県個人情報保護条例等について所要の改廃をするものであります。

第13号議案は、栃木県収用委員会委員横堀太郎氏及び渡辺和枝氏並びに予備委員黒田葉子氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、横堀太郎氏を再任し、渡辺和枝氏の後任として予備委員黒田葉子氏を任命し、予備委員黒田葉子氏の後任として入野祐子氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第14号議案及び第15号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第16号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、議決を求めるものであります。

第17号議案及び第18号議案は工事請負契約の締結について、第19号

議案及び第20号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を
求めるものであります。

第21号議案は、県道路線の変更について議決を求めるものでありま
す。

第22号議案は、栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する
同意について、議決を求めるものであります。

第23号議案は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセン
ター中期目標を定めることについて、議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報
告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。